

水俣市監査委員公告第3号

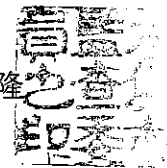
地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月30日

水俣市監査委員 坂 本 幸 則



同 真 野 頼 隆



令和3年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査調書

1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

(1) 財政援助団体等 :【水俣市社会福祉協議会】

(2) 財政援助元 :【福祉課】

(3) 対象とした内容 : 令和2年度水俣市社会福祉協議会運営費補助金 27,842,000 円
令和2年度水俣市社会福祉協議会事業費補助金 2,500 円

4 監査の着眼点

次の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

(1) 財政援助団体等

ア 補助金等財政援助に係る関係書類は、整備、保存されているか。

イ 補助金等財政援助の事務手続は、適正か。

ウ 補助金等財政援助の運用、使用は、適正か。

エ 補助金等財政援助の会計処理は、適正に行われているか。

(2) 財政援助元

ア 補助金等財政援助に係る関係書類は、整備、保存されているか。

イ 補助金等財政援助の手続き（交付要綱等）は、適正、公正、公平か。

ウ 補助金等財政援助の予算執行は、適正に行われているか。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査

- i 財政援助団体等 : 令和3年10月12日(火)から10月13日(水)まで
ii 財政援助元 : 令和3年10月12日(火)から10月13日(水)まで
イ 本監査 : 令和3年10月20日(水)から11月16日(火)まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領(令和2年水俣市監査委員規程第9号)に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体【水俣市社会福祉協議会】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【福祉課】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 特になし。

(3) 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

ア 水俣市社会福祉協議会事業補助金交付要綱第3条が現状とあっていないので、内容の見直しをするようお願いしたい。

- (5) その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

別表「注意事項」

1 財政援助団体【水俣市社会福祉協議会】

(1) 補助金等財政援助に係る関係書類の整備、保存について 特になし。

(2) 補助金等財政援助の事務手続について

- (1) 補助金交付申請を行う際は、水俣市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、収支予算書（様式第2号）を添付するようお願いしたい。
- (2) 実績報告を行う際、水俣市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、収支精算書（様式第10号）を添付するようお願いしたい。

(3) 補助金等財政援助の運用、使用について 特になし。

(4) その他事務について 特になし。

令和3年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査調書

- 1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7号
- 2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 3 監査等の対象
 - (1) 財政援助団体等 :【芦北水俣郡市中学校体育連盟】
 - (2) 財政援助元 :【教育総務課】
 - (3) 対象とした内容 : 令和2年度芦北水俣郡市中学校体育連盟補助金 855,541 円

4 監査の着眼点

次の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

- (1) 財政援助団体等
 - ア 補助金等財政援助に係る関係書類は、整備、保存されているか。
 - イ 補助金等財政援助の事務手続は、適正か。
 - ウ 補助金等財政援助の運用、使用は、適正か。
 - エ 補助金等財政援助の会計処理は、適正に行われているか。
- (2) 財政援助元
 - ア 補助金等財政援助に係る関係書類は、整備、保存されているか。
 - イ 補助金等財政援助の手続き（交付要綱等）は、適正、公正、公平か。
 - ウ 補助金等財政援助の予算執行は、適正に行われているか。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

- (1) 場所 監査事務局執務室内
- (2) 日程
 - ア 事前監査
 - i 財政援助団体等 : 令和3年10月12日（火）から13日（水）まで

- ii 財政援助元 : 令和3年10月12日(火)から10月13日(水)まで
イ 本監査 令和3年10月20日(水)から11月16日(火)まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領(令和2年水俣市監査委員規程第9号)に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体【芦北水俣郡市中学校体育連盟】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【教育総務課】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 特になし。

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

収支予算書及び収支精算書の添付について注意事項に記載したが、この補助金の内容としては、負担金として取扱うことが適切ではないかと考える。負担金としての取扱いができないか、検討されたい。

- (5) その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

別表「注意事項」

1 財政援助団体【芦北水俣郡市中学校体育連盟】

(1) 補助金等財政援助に係る関係書類の整備、保存について 特になし。

(2) 補助金等財政援助の事務手続について

- (1) 補助金交付申請を行う際は、水俣市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、収支予算書（様式第2号）を添付するようお願いしたい。
- (2) 補助金を一部返納しているが、変更交付申請又は実績報告の手続きにより返納されたい。
- (3) 補助金の一部返納について、令和3年2月26日付け文書で通知しているが、水俣市補助金等交付規則第7条の規定に基づき、「補助金変更交付申請書（様式第4号）」で申請するべきである。
- (4) 実績報告を行う際、水俣市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、収支精算書（様式第10号）を添付するようお願いしたい。

(3) 補助金等財政援助の運用、使用について

- (1) 令和2年度に執行はなかったが、水俣市選手輸送費計算の根拠となる、おれんじ鉄道の運賃が2019年10月1日に改定されている。適切に積算されたい。
- (2) 領収証の日付に誤りがあるので、適切に処理されたい。（令和2年2月2日、切手代12,600円、No.30）

(4) その他事務について 特になし。

2 財政援助元【教育総務課】

(1) 補助金等財政援助に係る関係書類の整備、保存について 特になし。

(2) 補助金等財政援助の手続き（交付要綱等）について

- (1) 補助金を一部返納しているが、変更交付申請又は実績報告の手続きをとられたい。
- (2) 令和3年2月26日付け補助金の一部変更についての通知を受け、返納通知書を送付しているが、補助金変更交付申請書（水俣市補助金等交付規則、様式第4号）により変更申請を受理したうえで、変更交付決定通知書（同様式第5号）により、変更の決定を行うべきである。

(3) 補助金等財政援助の予算執行について 特になし。

(4) その他事務について 特になし。